

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	住民税非課税世帯等支援給付金(3万円給付及び事務費)	①物価高が続く中で低所得世帯への食料品を含む支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③ ・給付金 390,000千円 令和7年度住民税均等割非課税世帯 13,000世帯×30千円 ・事務費 9,993千円 事務費の内容 [需用費(事務用品等)、役員費(郵送料、手数料)、業務委託料、使用料、人件費 として支出] ・住民税非課税世帯等支援給付金(暖房費助成)分48,621千円 合計448,614千円(うち396,739千円に交付金を充当) ④低所得世帯等の給付対象世帯数(13,000世帯) ※事業実施に当たっては、No.8住民税非課税世帯等支援給付金(暖房費助成)と合わせて行う	R8.1	R8.3
2	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	タクシー利用促進事業費補助金	①物価高騰に伴う支援策として、タクシー事業者が実施するプレミアム付きタクシー乗車券の発行に要する経費に対し補助する。 ②プレミアム付きタクシー乗車券の発行に要する経費 ③割増(プレミアム)経費、チケット印刷代、事務費等:6,000千円 ④一関地区タクシー業協同組合	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	私立保育所等給食費物価高騰対策支援交付金	①物価高騰に伴う支援策として、私立保育所等に対し交付金を交付する。 ②私立、法人立の保育施設等に対する交付金 ③令和7年4月現在の児童数に600円(基準額)を乗じた額を一月分とし、4月から3月までの12か月分を、給付金として支給する。 1,723人×600円×12月=12,406千円 ④31施設(保育所3施設、認定こども園16施設、幼稚園2施設、小規模保育事業4施設、事業所内保育事業1施設、家庭的保育事業5施設、認可外施設を除く)	R7.4	R8.3
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食センター運営費	①物価高騰に伴う支援策として、学校給食食材費のうち物価高騰分を増額することにより、児童・生徒の保護者の給食費の負担が増えないよう支援する。 ②学校給食食材費のうち物価高騰分(教職員は除く) ③【小学校分】児童等数4,316人×1食あたり高騰額47円(上昇率17%)×予定喫食回数170回=34,484,840円 【中学校分】生徒等数2,684人×1食あたり高騰額57円(上昇率17%)×予定喫食回数164回=25,090,032円 34,484,840円+25,090,032円=59,574,872円≒59,575千円 ④市立小学校21校、市立中学校14校の児童・生徒の保護者	R7.4	R8.3
5	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	中小企業物価高騰対応専門家派遣事業費	①物価高騰の影響により資金繰りの悪化や債務過剰など、経営に大きな問題を抱える事業者の倒産や廃業を未然に防ぎ、また従業員の賃上げや物価高騰に対し価格転嫁など各事業者が抱える課題の解決を目的とする。 ②専門家の派遣に係る経費 ③謝金1,320千円、旅費240千円、宣伝広告費143千円、一般管理費171千円 ④市内に本店所在地を有する、または事業所や店舗を有する法人、市内に住所を有する、または事業所や店舗を有する個人事業主	R7.5	R8.3
6	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	中小企業物価高騰対応臨時交付金	①物価高騰に伴う支援策として、市内に事業所又は店舗を有する中小事業者及び小規模事業者等に対し、交付金を交付する。 ②事業者に対する交付金 ③法人50千円×1,270者=63,500千円、個人事業主30千円×1,578者=47,340千円 計110,840千円、事務補助人件費2人(会計年度任用職員)2,306千円 ④本店所在地が市内にある法人、市内に住所を有する個人事業主の中小企業者	R7.6	R8.3
7	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	農業経営体物価高騰対応臨時交付金	①物価高騰などに伴う支援策として、認定農業者等に対し交付金を交付する。 ②認定農業者及び認定新規就農者に対する交付金 ③法人50千円×80経営体=4,000千円、個人30千円×670経営体=20,100千円 計24,100千円 ④市内に住所を有する認定農業者及び認定新規就農者	R7.4	R8.3
8	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	住民税非課税世帯等支援給付金(暖房費助成)	①物価高が続く中で低所得世帯の冬季の経済的負担の軽減を図ることで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への暖房費相当の給付金 ③給付金額 R7年度分の住民税非課税世帯 13,000世帯×7千円 内訳 給付見込み13,000世帯のうち、 ・推奨事業メニュー分 交付金残分 14,379千円 ・県補助事業分 給付見込み13,000世帯のうち県補助対象8,000世帯×3,500円=28,000千円 ・一般財源分 13,000世帯×7,000円-推奨事業メニュー分14,379千円-県補助事業分28,000千円=48,621千円 ④R7年度分の住民税非課税世帯 (13,000世帯)	R7.12	R8.3

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
9	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	障がい福祉施設物価高騰対策支援交付金	①物価高騰に伴う支援策として、障がい福祉サービス事業者等に対し、交付金を交付する。 ②障がい福祉サービス事業者等に対する給付金 ③100千円×121事業所 ④令和7年10月1日時点で市内に所在する障がい福祉サービス事業所	R7.12	R8.3
10	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	高齢者施設物価高騰対策支援交付金	①物価高騰に伴う支援策として、介護サービス事業者等に対し、交付金を交付する。 ②介護サービス事業者等に対する給付金 ③100千円×301事業所等 ④令和7年10月1日時点で市内で所在する介護サービス事業所	R7.12	R8.3
11	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	児童福祉施設物価高騰対策支援交付金	①物価高騰に伴う支援策として、児童福祉施設を運営する事業者に対し、交付金を交付する。 ②児童福祉施設を運営する事業者に対する給付金 ③100千円×56事業所 ④令和7年10月1日時点で市内に所在する児童福祉施設等事業所	R7.12	R8.3
12	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	配合飼料価格安定緊急支援交付金	①物価高騰に伴う支援策として、畜産経営体に対し、飼養頭数に応じて交付金を交付する。 ②畜産経営体に対する交付金 ③(系統)牛を飼養する経営体に対し、令和7年4月時点の畜種ごとの飼養頭数に応じ定額を交付する。対象573戸 乳用牛 1,200頭×交付単価7,000円=8,400千円 和牛繁殖 4,100頭×交付単価4,000円=16,400千円 肥育牛 1,020頭×交付単価6,000円=6,120千円 小計 30,920千円 (系統外)配合飼料価格安定制度令和6年度契約数量に1トン当たり260円を乗じた額を交付する。対象8経営体 契約数量22,000トン×260円=5,720千円 合計36,640千円(うち34,808千円に交付金を充当) ④いわて平泉農業協同組合生産部会員(系統)、牛を飼養する企業経営体等(系統外)	R8.2	R8.3
13	⑧農林水産業における物価高騰対策支援	農業水利施設電力価格高騰対策支援交付金	①物価高騰に伴う支援策として、農業水利施設を管理する土地改良区に対し、交付金を交付する。 ②土地改良区に対する交付金 ③令和6年度電気料金と令和2年度から令和5年度の平均電気料金の差額の一部を交付する。 ・国事業「農業水利施設省エネルギー化推進対策事業」対象土地改良区 高騰分8,949,625円×補助率30%=2,684千円(端数切捨て)- 平泉町から土地改良区への補助 408千円=2,276千円 ・県事業「農業水利施設省エネルギー化推進対策費補助」対象土地改良区 高騰分1,053,123円×補助率50%=525千円(端数切捨て) ・国県事業を使わない土地改良区 高騰分312,460円×補助率50%=156千円(端数切捨て) ④市内土地改良区(11団体)	R8.2	R8.3
14	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	公共交通事業者燃料価格高騰対策支援交付金	①物価高騰に伴う支援策として、市内に事業所等を有する公共交通事業者に対し交付金を交付する。 ②公共交通事業者に対する給付金 ③乗合バス事業者 30千円×33台(3事業者)、タクシー事業者 15千円×148台(16事業者) 合計3,210千円(うち2,962千円に交付金を充当) ④市内に事業所を有する乗合バス事業者及びタクシー事業者	R8.2	R8.3